

品川区告示415 号

高齢者の医療の確保に関する法律第110条、地方自治法第231
条の3第4項および地方税法第17条に基づく通知公示送達

高齢者の医療の確保に関する法律第110条、地方自治法第231条の3第4項および地方税法第17条に
基づく通知を送付したところ納付義務者の住所等不明のため。

鈴木 澄子 代表相続人 ほか3件

上記 について返送され必要と認められる調査をしても送付できないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により準用される地方税法第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は区長が保管し、受領権限を有する者にいつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和 8年 9月 4日

品川区長 森澤 恭子

公 示 一 覧

No.	納付義務者	件名	備考
1	鈴木 澄子 代表相続人	高齢者の医療の確保に関する法律第110条、地方自治法第231条の3第4項および地方税法第17条に基づく通知	
2	伊藤 日出夫 代表相続人	高齢者の医療の確保に関する法律第110条、地方自治法第231条の3第4項および地方税法第17条に基づく通知	
3	田中 京子 代表相続人	高齢者の医療の確保に関する法律第110条、地方自治法第231条の3第4項および地方税法第17条に基づく通知	
4	斎藤 敏明 代表相続人	高齢者の医療の確保に関する法律第110条、地方自治法第231条の3第4項および地方税法第17条に基づく通知	